持ちのうえ、 害者控除対象者等認定書をお れる方は、 てください > 医療費控除を受けられる方 障害者控除の適用を受けら 医療費の明細書 障害者手帳又は障 相談時に提示し

■告する場合には、支払元と給与所得者や年金受給者が が必要です。なお、 税額がない場合には、 に注意してください。 います。前もって、 (者) が発行する源泉徴収票 申告相談会場は大変混み合 次のこと 源泉徴収 還付金

領収書などを整理し、収支内 の申告をされる方は、 事業所得・不動産所得など 上尾税務 帳簿・

はありません

医療費控除を受ける方は、

理・計算し、 うえ提出してください。なお、 局」ごとに領収書などを整 医療を受けた方」「病院・薬 明細書を作成の

ることを必ず確認してください 領収書の日付が平成27年であ

国民年金保険料について

社会保険料(国民年金保

控除証明書又は平成27

署へお願いします 訳書を作成のうえ、

いい イヤル☎0570-058-年金機構 できませんので、 の支払額は、 ちください。 年中に支払った領収書をお持 555) へお問い合わせくだ (控除証明書専用ダ 国民年金保険料 市役所では証明 直接、 日本

税の納期限です) 以外の方は3月15日火が所得 日水が振替日です。 振替納税される方は、 届出印が必要です(所得税を の申込みには、金融機関への 及び口座番号を確認しておい 必要です。事前に金融機関名 てください。また、振替納税 指定には申告者本人の口座 還付及び振替納税の 振替納稅 4 月 20 口座 が

の提出は不要です した方は、市・県民税申告書 所得税の確定申告書を提出

市の申告会場のご案内

催していたe-Tax申告は行 の受付相談を行います。 表のとおり設置し、パソコンで び確定申告の臨時受付会場を下 いません。 市内の会場では上尾税務署と共 市では、所得税の還付申告及 なお、

公的年金収入・配当(分離を除 また、市内の会場では、給与・

告の受付を行います。

税務署での申告となります。 次の①~⑩の申告は、

み、受付でお預かりして上尾税 では記帳相談は行いません。申 務署へ回送します。 **台書をすべて作成済みの場合の** 市内の会場及び市民税課窓口

を含む) ⑤住宅借入金等特別 税所得に関する申告 ④株式及び先物取引等の分離課 関する申告(繰越損失を含む) 地等の分離・総合譲渡所得に 申告(繰越損失を含む)③土 等・農業)、不動産所得などの ①青色申告 ②事業所得 求・修正申告 ⑦過年分の申告 控除(盗難、横領による損失等) て受けられる方の申告 控除(住宅ローン控除)を初め た方の準確定申告 ⑩贈与税・消費 ⑧亡くなられ 9更正の請 (繰越損失 **⑥雑損**

く)・雑・一時所得などの総合

課税の簡易な還付申告と確定申

市内での申告 受付時間=9時~15時30分

申告会場の混雑を緩和するため、地区の割り振りを行います。お住まいの地区を確認のうえ、指定日での受付 '協力をお願いします。なお、駐車場が混雑して入庫できないことがありますので、車以外での来場にご協力

<22 d V ∘			
種類	i とき	申告会場	地 区
還付		吹上生涯学習センター	地区割なし
申告	2月12日金・15日用	クレアこうのす	II .
確定申告	2月16日(火)	クレアこうのす	人形、本町、本宮町、雷電、加美、宮地、東、天神
	2月17日(水)		富士見町、鴻巣、ひばり野、上・下生出塚、中央、生出塚、栄町、大間、北中野、 登戸、宮前、糠田、堤町、緑町、幸町
	2月18日休		箕田、すみれ野、中井、三ツ木、愛の町、川面、寺谷、市ノ縄、八幡田、神明、 稲荷町、赤見台
	2月19日金		原馬室、滝馬室、逆川、小松、松原、氷川町、笠原、郷地、安養寺、常光、下谷、 上谷、西中曽根
	2月23日(火)	川里生涯学習 センター	広田、北根、赤城、赤城台
	2月24日(水)		関新田、新井、境、上会下、屈巣
	2月25日(休)	・ ・ 吹上生涯学習 ・ センター ・	吹上、吹上富士見
	2月26日金		筑波、吹上本町、南
	2月29日(月)		大芦、下忍
	3月1日(火)		北新宿、新宿、鎌塚
	3月2日(水)		榎戸、荊原、袋、前砂、明用、三町免、小谷

っ確定申告のごう

今年も確定申告の時期となりました。確定申告は、1年間に生じた所得に対する税金を精算する 大切な手続きです。上尾税務署やクレアこうのすなどで次のとおり受付を行います。申告納税制度 の趣旨から、自分で正しく申告書を作成し、期間内に申告しましょう。

問い合わせ/上尾税務署(☎048-770-1800・自動音声案内)

上尾税務署からのお知らせ

とき

2月16日似~**3月15**日似

【申告会場開設は2月1日(月)】 9時~17時(受付=8時30分~) ※土・日・祝日を除く。2月21・28日(印)に限り開場し 還付申告の方は1月4日(月)から申告書を提出可 申告会場 送付先)

〒362−8504 上尾市大字西門前577 **上屋税務署**

申告会場開設日までは、相談スペースが限られており、長時間お待ちいただく場合があります。 ※確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります ※申告書の作成には時間を要しますので、16時頃までにお越しください

【所得税の確定申告をされるすべての方へ】

確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすること とされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を乗じて計 算した金額です。

また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について、源泉所得税が徴収される場合に は、復興特別所得税が併せて徴収されます。

【公的年金を受給されている方へ~確定申告不要制度のお知らせ~】

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に 係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。 ※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、**住民税の申告が必要な場合があります**。なお、所得税の還付を受 ける場合や確定申告書の提出が要件になっている控除(純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、 確定申告書の提出が必要となります。また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金 など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されないこととなりました。

■自宅のパソコンで申告書が作成できます

国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金 額などを入力するだけで、税額などが自動計算され、確定申告書を簡単に作成できます。

■e-Tax(国税電子申告)※事前に税務署へ届出が必要

自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して申告・申請・届出などができます。また、 医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容(病院名・支払金額など)を入力して送信することにより、 これらの書類の提出を省略することができます。詳細は、e-Tax ホームページ(http://www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

健康保 払者の 各種 つ 保 方は、 料・ 領 証 険税 収 明 と書又は 地 書 源泉徴 震保険 玉 民 証 年 料・ 明 収票や支 金 書 保 国 民 生

印 申告に必要な 鑑 ※シャチハ も タは の

給

与

所

得又は年金

所

得 不

 \mathcal{O}

整を行っていない士 空除などを受けようとする方 医療費控除や住宅借入金等特 方 年 末調

が20万円な を超えるよ 【その他】 を受給し 2 20万円を て 得 以上の会社は別外の所 る方 会社 から 得 合 給与 計

給与所得者 給与収入 がが 2, 0 0 0 方円

方

得控除の合計額より多 養控除 (会社員など)】 基 一礎控除などの (V) 方

金 以

額 上

0)

合

計

額

が、

配

偶者:

0

方のうち、

昨年

中

 \dot{o}

控所

自営業者など 不動 農業による 事業を営んで 土 地 Þ 産 ・建物を売 所得 所 が かる方 得 W つた方 があ る 方 る方

確定申告が必要な方